

健康保険・年金について

日本には 日本人も 外国人も みんなが 入ることができる 健康保険の
制度が あります。健康保険とは 病気や けがなどで 病院に行ったときのた
めに みんなから 少しずつ お金を 集める 制度です。

保険に 入っていたら 病気や けがを したときに かかった 治療(病気や
けがをなおすこと)の お金の 支払いが 少なくなります。ただし 歯の 治療
や 出産(子どもを産む)の お金 など 治療の 内容によっては 保険を 使う
ことが できない ことが あります。

●職場の健康保険(会社で働いている人が入る保険)

職場の健康保険は 会社で 働いている人が 入る 保険です。人を 雇う
者(会社など)と 雇われている人 両方が お金を 支払うことによって 成り立
っている 保険です。

くわしくは あなたが働いている会社に 聞いてください。

●国民健康保険(会社などで働いていない人が入る保険)

学生など 職場の健康保険に 入っていない人で 3ヶ月を 超えて 日本に
滞在する人は、みんな 国民健康保険に 入る必要があります。

●国民健康保険に入る手続きができる場所

①市役所の 保険年金課

②あなたが 住んでいる 地域にある 総合支所の 総合サービス課

③あなたが 住んでいるところから 一番近い 地域交流センター

・保険に入った人には 国民健康保険証を 渡します。健康保険証とは 病院で使う カードの ことです。病院に 行くときに このカードを持っていくと 治療のために 支払う お金が 少なくなります。ですから 病院に 行くときには 必ず 持って行ってください。

・国民健康保険に 入っている人は 国民健康保険料を 支払う 必要が あります。保険料とは 保険に入った人が 払う お金です。国民健康保険料の 納入通知(保険料を 支払ってください という お知らせの 手紙)が 市役所から 届いたら 期限までに 指定の 銀行や コンビニで 支払います。スマートフォンでも 支払えます。

・山口市の 外へ 引っ越しするときには 国民健康保険を やめるための 手続きが 必要です。

くわしいことは、市役所 保険年金課(国民健康保険 担当 窓口)に きいてください。(TEL934-2802)

窓口とは 受付や 相談を するところ です。

●^{ねんきん}年金について

^{にほん}日本に住んでいる ²⁰歳から ⁵⁹歳の人 ^が ^{みんな}入る ^{国民年金}という ^{せいど}制度があります。 ^{ねんきん}年金とは、 ^{とし}年をとった人 ^や ^{びょうき}病気やけがで ^{からだ}体や ^{こころ}こころの ^{ぐあい}具合が ^{わる}悪い人 ^を ^{たす}助ける制度です。 ^{せいど}そのために ^{みんな}みんなから ^{おかね}お金を ^{あつ}集めま ^すす。 ^{がいこく}外国の ^{ひと}人であっても ^{にほん}日本に住んでいる間は ^{にほんこくせいふ}日本国政府 ^が ^{うんえい}運営して ^{いる}いる ^{こうてきねんきんせいど}公的年金制度に ^{はい}入る ^{ひつよう}必要があります。 ^{こくみんねんきん}国民年金に ^{はい}入っていたら、 ^{じぶんじしん}自分自身が ^{とし}年をとったり ^{しょう}障がいのある人 ^になったときに ^{おかね}お金を ^{もら}もらうこと ^が ^{でき}できます。 ^{また}また、 ^{こくみんねんきん}国民年金に入っていた人が ^{はい}死んだときには ^しのこされた ^{ひと}人は ^{おかね}お金をもらえます。

●^{こくみんねんきん}国民年金に ^{はい}入るための ^{てつづ}手続きが ^{ばしょ}できる ^{場所}場所

① ^{しやくしょ}市役所の ^{ほけんねんきんか}保険年金課

② ^すあなたが ^す住んでいる ^{ちいき}地域にある ^{そうごうししょ}総合支所の ^{そうごう}総合サービス課 ^か

③ ^{いえ}あなたの家から ^{いちばんちか}一番近い ^{ちいきこうりゅう}地域交流センター

^{ねんきん}年金を ^{じょうけん}もらう条件は ^き決まっています。

くわしいことは、^{しやくしょ}市役所の ^{ほけんねんきんか}保険年金課 (^{こくみんねんきんたんとうまどぐち}国民年金担当窓口)へ ^ききいてくだ ^{さい}さい。(TEL934-2802)

こくみんねんきん はい ひと こくみんねんきん ほけんりょう し はら ひつよう
国民年金 に 入っている人は、国民年金保険料を 支払う必要があります。

し はら むずか ほけんりょう めんじょ もうしこみ
しかし、支払うのが 難しいときは 保険料の 免除(いらなくなる)を 申込
みます。認められたら、年金保険料を 支払わなくても良いです。

ほけん はい きかん みじか りゆう ねんきん う
また、保険に 入っている 期間が 短いことが 理由で 年金を受けられない
がいこくじん だったいいちじきん はら せいど もう だったいいちじきん
外国人には、脱退一時金を 払う制度が 設けられています。脱退一時金とは
にほん す がいこくじん じぶん くに かえ ほけん
日本に 住んでいる 外国人が 自分の国に 帰るために 保険を やめるときに
もらうお金の ことです。国民年金 または 厚生年金保険に 入っている期間
が かげつ いじょう とし かね う と しかく も
が 6ヶ月以上あり、年をとったときに お金を 受け取る資格を 持っていな
がいこくじん こくみんねんきん しかく にほん す いえ も
い外国人は、国民年金の 資格がなくなります。日本に 住む家を 持たなく
なってから ねん い ない せいぎゅう だったいいちじきん
2年以内に 請求を すれば、脱退一時金が もらえます。

やまぐちねんきん じ む しょ き
くわしいことは 山口年金事務所へ 聞いてください。(TEL922-5660)